平成２８年（フ）第２６３号
大分市今津留２丁目１番27号（ラトゥール今津留801）、登記簿上の所在地大分県大分市萩原２丁目１番５号
破産者　有限会社ヴイトーン
1　決定年月日　平成29年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５４５号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南４丁目29番地50
破産者　株式会社大和総業
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５５９号
埼玉県川越市岸町２丁目31番27号
破産者　株式会社ケイテイエス
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２５２０号
横浜市青葉区美しが丘１丁目19番地42
破産者　株式会社フィッツワークス
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６２８号
神奈川県鎌倉市材木座３丁目11番６号、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区上目黒１丁目５番10号
破産者　株式会社ピナコラーダ
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４９号
静岡県沼津市我入道江川15番地の５
破産者　有限会社マツシタ
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第７９４号
愛知県西尾市城崎町４丁目26番地
破産者　株式会社ＡＳＳ
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７０６号
愛知県半田市御幸町29番地
破産者　株式会社カクサン商店
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１５３号
名古屋市南区明治１丁目16番16号
破産者　名南デジタル株式会社
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５８７号
名古屋市天白区原１丁目2304番地
破産者　有限会社倫英社
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７９６号
愛知県東海市富木島町山中187―１　ユリハイツ１階５号、商業登記簿上の本店所在地愛知県東海市富木島町伏見４丁目17番地の４
破産者　有限会社海明舎
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４号
和歌山市砂山南４丁目１番34号　カサベルデⅡ３Ｈ号
破産者　ネットウォーカー株式会社
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３０号
北海道函館市東川町５番３号
破産者　コーキーズインターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２４６号
北海道旭川市東光11条５丁目５番14号
破産者　有限会社アクア・サーノ
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７６号
北海道帯広市東９条南15丁目１番地40
破産者　ダイヤ運送有限会社
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第９０号
福島市南矢野目字境田１―19
破産者　有限会社セサミ
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第２４８８号
神奈川県藤沢市鵠沼石上２丁目11番２号
破産者　オーマックス株式会社
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６号
香川県坂出市府中町４番地１
破産者　株式会社ヨシイモータース
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第２２３号
神奈川県小田原市荻窪318番地の３
破産者　株式会社古竹堂
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３５７号
神奈川県相模原市中央区清新６丁目13番23号
破産者　有限会社曽我製作所
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５８１号
神奈川県足柄下郡箱根町宮城野605番地の２
破産者　有限会社中村建設
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６号
鹿児島県肝属郡肝付町新富22番地
破産者　有限会社フーズサプライこくぶ
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係